

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」に係る国庫補助協議及び
介護テクノロジー定着支援事業等の業務改善計画について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本補助金の実施については、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の実施について」（令和 7 年 4 月 9 日老発 0409 第 20 号厚生労働省老健局長通知。以下、「実施要綱」という。）の別紙により行われるところですが、今般、同補助金の協議を行うこととしたので、別紙様式にて令和 7 年 4 月 18 日（金）までにご提出をお願いいたします。

また、実施要綱別紙 1～3 において提出を求めている「業務改善計画」については、特に小規模事業者における事務負担軽減を図る観点から、令和 6 年度より別添 1～4 のとおり統一しております。正式な依頼に先んじてお示しいたしますので、本補助金の協議や交付申請にあたり、事業所からの申請を受け付ける際は、原則として本様式をご使用ください。

なお、都道府県において追加で把握すべき項目があり、必要やむを得ないと判断する場合は、別途独自の様式を追加することも差し支えありません。ただし、独自の様式を追加する場合は、統一様式に変更を加えるのではなく別紙として追加いただくとともに、介護事業所の負担を考慮の上、必要最小限の内容にさせていただきますようお願いいたします。なお、「業務改善計画」の提出に係る正式な依頼は交付決定の後、ご連絡いたします。

※ 本協議を踏まえた内示については、5 月上旬を目途に予算の範囲内で行う予定です。

※ 執行状況に応じて、予算の範囲内に収める調整を行う場合があることにご留意ください。

【照会・提出先】

厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室

電話：03-5253-1111（内線3876） E-mail：kaigoseisansei@mhlw.go.jp